

令和8年2月20日

近畿高等学校進路指導連絡協議会

令和7年度 第4回協議会資料③

【内容】

- ・近畿統一用紙（令和8年度使用分）
- ・就職用近畿高等学校統一用紙について

就職者用近畿高等学校統一用紙について (記入上の注意事項)

近畿高等学校進路指導連絡協議会
会 長 ● ● ● ●

(滋賀県立●●高等学校長)

滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県
各公私立高等学校進路指導研究諸団体

新規高卒者についての学校から事業所への推薦開始期日は、9月5日以降となっている。したがって、応募書類が9月4日以前に事業所に到達しないよう考慮しなければならない。応募書類については、近畿の高等学校(特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。)では、次の書類に限って提出し、それ以外のいかなる書類も提出しない。

提出書類	① 紹介書 (近畿高等学校統一用紙	その1	令和7年度改定)
	② 履歴書 (〃	その2 令和7年度改定)
	③ 調査書 (〃	その3 令和7年度改定)

記入にあたっては、記入事項に誤りや偽りのないよう、点検をすること。数字はすべて算用数字で記入する。

I. 紹介書(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)の記入について

- 1 複数の生徒を記入する場合、列記する順番は推薦順位ではないこと。

II. 履歴書(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)の記入について

- 1 日 付：書類を提出する2～3日前の日付を記入する。
- 2 名 前：住民票による氏名を自署する。外国籍生徒は、住民票による氏名、または、通称名のいずれを記入してもよい。
- 3 写 真：上半身で最近のもの。
- 4 現 住 所：住民票による住所を記入する。
- 5 連 絡 先：現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入する。
- 6 在 籍 校：卒業見込みあるいは卒業した学校名を記入し、卒業見込み・卒業の別の該当事項を○で囲む。
- 7 職 歴：古いものから順に記入する。ただし、生徒のキャリア等を考慮してアルバイトに関して記入する場合もある。
- 8 資 格 等：各種検定・認定試験による資格の名称及び取得年月を記入する。
- 9 校内外の諸活動：ホームルーム、生徒会、学校行事、部活動及びボランティア等における活動などについて具体的に記入する。部落研(朝文研・社研)活動についても記入することを原則とする。この場合、特に自己の自覚と、事業所側の同和問題(外国籍生徒に係る人権問題等を含む)の理解と認識について配慮が必要である。
- 10 志 望 の 動 機：志望の動機は、求人票・求人案内・会社案内などをよく調べ、簡明に記入する。
希 望 の 職 種：希望の職種については、求人票にある就業形態の欄に記載されている職種を記入する。
希望勤務地を記入する必要がある生徒については、この欄に希望勤務地を記入する。
アピールポイント：自己PR、特技等を記入する。
- 11 備 考：資格等、校内外の諸活動等、志望の動機・希望の職種、アピールポイント以外で、記入したい事項がある場合に記入する。

Ⅲ. 調査書(近畿高等学校統一用紙 その3 令和7年度改定)の記入について

調査書は、近畿高等学校統一用紙作成の趣旨により、生徒の進路を保障するために、学校が責任をもって職業紹介していくという立場で、高等学校生徒指導要録等に基づいて作成するものである。また、生徒本人が記入して提出する履歴書(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)の該当欄と相違しないように注意する。

- 1 氏 名：生徒指導要録に記載された氏名を記入する。外国籍生徒で通称名を使用している生徒については、本名の次に通称名を()書きにする。
- 2 学 科 名：学科名を記入する。(小学科名を記入してもよい)
- 3 在 学 期 間：入学・編入学・転入学(編入学及び転入学の場合はその学年を記入)の別及び卒業・卒業見込みの別の該当事項をそれぞれ○で囲む。
- 4 学 習 の 記 録
 - (1) 教科・科目：高等学校生徒指導要録に基づいて教科・科目名を記入する。
 - (2) 評 定：教育課程の区分に応じて学年または年度ごとに5、4、3、2、1の5段階で記入する。なお、卒業見込みの者で最終段階の成績が未確定の場合は、直近の成績を総合し、最終段階の成績とする。また、高等学校卒業程度認定試験合格科目等を、高等学校における各教科・科目の単位として修得したものとみなす場合は、評定欄に「高卒認定等」と記入する。
 - (3) 修得単位数：総合的な探究の時間の修得単位数、数値による評定を行わない科目の修得単位数、および留学した生徒の外国の学校における学習の成果をもとに校長が修得を認定した単位数を記入する。留学の下の空欄には、学校教育法施行規則第140条の規定に基づき通級による指導を行い、単位認定を行った場合には、「自立活動」と記入し、各学年において修得を認定した単位数を記入する。また、同規則第86条の2の規定に基づき特別の教育課程による日本語指導を行い、単位認定を行った場合には、「日本語指導」と記入し、各学年において修得した単位数を記入する。
- 5 本人のアピールポイント・推薦事由等：

生徒の特技など個性を多面的にとらえ、生徒の長所を取り上げることを基本として記入する。
- 6 特別活動の記録：特別活動における生徒の活動状況について主な事実及び特別活動全体を通して見られる生徒の長所など所見を記入する。部落研(朝文研、社研)活動についても記入することを原則とする。この場合、とくに生徒本人の自覚と、事業所側の同和問題(外国籍生徒に係る人権問題等を含む)の理解と認識について配慮が必要である。
- 7 出 席 状 況：高等学校生徒指導要録該当欄の記載事項を転記するものとするが、卒業見込みの生徒の最終学年の欄は、直近の学期末(ないしは、最終学年の成績を判定した時点)現在における欠席の状況を記入する。通信制課程の生徒については、記入する必要はない。
- 8 特 記 事 項：以下について該当がある場合に記入する。
 - (1) 休学の期間がある場合
 - (2) 長期欠席中の学校以外の場における学習状況などを把握している場合
 - (3) 職業の特性等において必要な要件として、身体状況(視力及び聴力など)及び配慮事項の記載が求められる場合

(既卒者の応募の際も、この近畿高等学校統一用紙が使用されるように各府県で配慮する。)

(近進協 平成19年度 改訂)
(近進協 平成22年度 改訂)
(近進協 平成25年度 改訂)
(近進協 平成28年度 改訂)
(近進協 平成30年度 改訂)
(近進協 平成31年度 改訂)
(近進協 令和2年度 改訂)
(近進協 令和5年度 改訂)
(近進協 令和7年度 改訂)

令和 年 月 日

記

様

学校

校長

印

紹 介 書

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、先般お申し込みいただきました求人について、右のとおり生徒を紹介いたしますのでよろしくお願い申し上げます。

なお、採否通知は**学校および本人分各一通を作成**して、速やかに学校へお送りください。

また、不採用の場合は、今後の指導に生かしたいと考えますので、その理由をできるだけ詳細に記入いただき、応募書類とともに学校あてに送付いただきますようお願いいたします。

(選考日時、場所、方法、携行品の通知は、学校および本人分各一通作成いただき、学校へまとめてお送りください。)

学 科 名	性 別	氏 名

添付書類 履歴書・調査書 以上 () 名

(近畿高等学校統一用紙 その1 令和7年度改定)

履 歴 書

令和 年 月 日現在

ふりがな		写真をはる位置 (30×40mm)
名 前		
生年月日	昭和・平成 年 月 日生(満 歳)	
ふりがな		
現住所	〒	
ふりがな		
連絡先	〒	

(連絡先欄は現住所以外に連絡を希望する場合のみ記入すること)

在籍校	令和 年 月	卒業見込 卒業
-----	--------	------------

職 歴	平成	年 月	
	令和	年 月	
	平成	年 月	
	令和	年 月	
	平成	年 月	

資 格 等	取得年月	資 格 等 の 名 称
校内外の諸活動		
志 希 望 望 の の 動 職 機 種 種 ト		
備 考		

(近畿高等学校統一用紙 その2 令和7年度改定)

各事業主 様

近畿高等学校進路指導連絡協議会 会 長

(滋賀県立●●高等学校長)

(公 印 省 略)

滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県
各公立高等学校進路指導研究諸団体

新規高等学校等卒業者の応募書類等について

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

高等学校(以下、特別支援学校の高等部を含む)卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高等学校の新規卒業者の採用選考にあたり、かつては、各事業所で独自の書式による応募書類(いわゆる社用紙)の提出を求めておられました。この用紙には、同和对策審議会答申に国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている就職差別を温存助長するおそれのある項目があり、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念も十分に生かされていない状況でありました。そこで、この弊を除くために研究工夫して近畿地区の統一応募用紙を作成し、昭和47年3月の高等学校卒業生より、これによって採用選考をお願い申し上げてきたところでありました。また、平成9年3月の高等学校卒業生から「近畿高等学校統一用紙」の一部を改訂し、さらに社会情勢の変化に合わせた改定を継続的に行いました。

これらの改定は、高等学校卒業生の採用選考に際して、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという「近畿高等学校統一用紙」の制定の趣旨を踏まえ、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って行ったものであります。またこの度、令和6年度新規高等学校就職問題連絡会議における議論を踏まえ、選考と直接関係のない個人情報等に配慮した見直しが必要と判断し、近畿高等学校統一用紙を大幅に改定する運びとなりました。

これまでの主な改定事項は次ページのとおりです。今後とも、採用選考に際しましては、本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、次ページの改定事項及び改定の趣旨を十分ご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

また、3ページ以降の「新規高卒者の適正な選考について」の内容をご理解くださるとともに、すべての応募者に対し、公正に取り扱われるようご配慮をお願い申し上げます。もし、合理的な基準による採用選考が行われない場合は、生徒の職業紹介を行えなくなることもありますので、十分にご留意くださいますようお願いいたします。

上記に関して、ご質問やご理解いただきにくい点がございましたら、ご遠慮なく表記各府県の進路指導関係教育団体又はハローワーク(公共職業安定所)・教育委員会・高等学校にご相談ください。

なお、応募書類の到達は9月5日以降であり、就職選考開始期日につきましては9月16日以降であることをご承知おきください。

記

- 1 紹介書・履歴書・調査書の規格をA4判とすること。
ただし、履歴書について合理的配慮が必要と判断する場合は、その限りではない。
- 2 紹介書（近畿高等学校統一用紙 その1）について
 - (1) 添付書類を履歴書及び調査書のみとすること。
 - ・ 応募者が複数の場合、列記する順番は推薦順位ではありません。
- 3 履歴書（近畿高等学校統一用紙 その2）について
 - (1) 履歴書・身上書を履歴書とすること。
 - (2) 「性別」欄を削除すること。（令和2年度改定）
 - (3) 「本籍」欄を削除すること。
 - (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除すること。
 - (5) 「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分割すること。（令和7年度改定）
 - (6) 「家族」欄を削除すること。
 - (7) 「保護者氏名」欄を削除すること。
 - (8) 「氏名」欄から「印」の文字を削除すること。（平成28年度改定）
加えて「氏名」欄を「名前」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (9) 「趣味・特技」の欄を削除すること。（令和7年度改定）
 - (10) 「志望の動機 希望の職種」欄を「志望の動機 希望の職種 アピールポイント」欄とすること。（令和7年度改定）
 - ・ 「本籍」欄・「保護者氏名」欄並びに「家族」欄については、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除しました。
 - ・ 「職歴」については、長期のいわゆるアルバイトを記している場合があります。
- 4 調査書（近畿高等学校統一用紙 その3）について
 - (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
 - (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けること。
 - (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (4) 「身体状況」の欄を削除し、「特記事項」の欄を追加すること。（令和7年度改定）
 - ・ 高等学校生徒指導要録において「行動及び性格の記録」欄が削除されたため、「行動及び性格の記録」及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄としました。
 - ・ 特記事項欄について、下記の場合についてのみ記入することとします。
 - ア 休学の期間がある場合
 - イ 長期欠席中の学校以外の場における学習状況を学校が把握している場合
 - ウ 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合
 - ・ 出席状況欄について、通信制においては出席・欠席に該当する規定はなく、したがって通信制の卒業生についてはこの欄の記載がありませんのでご承知ください。

新規高卒者の適正な選考について

1 同和問題の認識について

昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対する同和対策審議会の答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」をうけて、昭和44年7月10日、法律第60号をもって「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、いちじるしく基本的人権が侵害されている同和地区について、国および地方公共団体が協力して特別の措置を講ずることをきめています。

前述の答申には、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にはかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」及び「地域改善対策特別措置法」の18年間の取り組みにもかかわらず、依然として差別が存在する現実がありました。そこで昭和62年4月1日から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されました。さらに、平成4年3月31日に同法の一部を改正して、平成9年3月31日まで効力を延長されることになりました。平成8年5月17日、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）を内閣総理大臣及び関係各大臣に具申し、その中で「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図るうえで基本となるものである。」と述べています。この「意見具申」の趣旨を受けて、平成9年3月31日「地対財特法」の一部を改正する法律（平成9年法律第15号）が制定されました。また、その特例事業のうち経過措置対象事業については、平成14年3月31日まで効力は延長されました。その後特別対策から一般対策へ移行し、課題の解決に向けた取り組みが進められてきた中で、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別が許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、同和問題に関する認識をさらに深めていただくようお願いいたします。

2 選考と採用について

選考と採用にあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等の理由により差別されないものであることは、憲法及び職業安定法を引用するまでもなく自明の理であります。

しかし、現実にはその採用にあたって不合理な差別観から、たとえば、応募者の能力・適性・意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で不採用になったり、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくありませんでした。

そこで以下具体的な例をあげて、求人者の皆さん方にこの問題について認識を深めていただき、このようなことのないようにご配慮をお願いいたします。

- (1) いままで、各企業が使用されていた応募書類（社用紙）や面接試問を見ますと、差別的な項目が散見されます。その中で次のような項目は、当然に「法のもとに平等でなければならない」基本的人権の尊重を無視したものであり、およそ選考とは直接関係のない事柄であると判断します。
 - (ア) 思想・生活信条・宗教・支持政党・尊敬する人物等を記入させ、または、尋ねることは、これらを資料として選考が行われることを意味します。このことは憲法に定められた市民的権利を侵害するものであり、また人間形成の途上にある未成年者に無用の不安を与え、偏見を強いるものといえます。
 - (イ) 家庭の資産・住居状況・家族の職業・家庭関係等を記入させ、または尋ねることも、法により保障されなければならない国民の基本的権利を、同様に侵害しているものであります。この結果、公正であるべき選考、採用に予断と偏見を与えるものになるばかりか差別を許すことになり、適切でないと考えます。

- (ウ) 面接試験においても同様、前記(ア)(イ)にあげた項目について尋ねることは、本人の能力・適性・意欲に直接関係がなく、また場合によっては、正しく個人の能力を判定できない結果を招くこととなります。
- (エ) 学力検査において、たとえば、「私の生いたち」「私の家庭」「父をかたる」など、生活環境にかかわる課題の作文を課すことは、基本的人権を侵害する恐れがあり、場合によっては身元調査につながるものであるため、適切でないといえます。
- (2) 身元調査・家庭調査は、実質的には家庭の資産・条件・環境・信条・信望・風評等により、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかない科学的根拠に乏しいものであると判断します。
- (3) 戸籍謄(抄)本や住民票を提出させることは、実質的には身元調査等につながり、不必要であると判断します。
- (4) 前記の諸点は、特に同和問題の解決に向けても認識しなければならない重要な課題であることをご承知いただきたいと思えます。30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境等多くの面で改善が図られてきましたが、法が終了した現在でも就労や教育の分野において課題が残されており、また差別事象も発生しております。何人も職業選択の自由や就職の機会均等は保障されねばならず、企業はその大切な役割を担っています。採用前・採用後を通じた公正・公平な取り扱いが同和問題の残された課題解消につながることを認識してその徹底に努めてください。
- (5) 採用選考時における健康診断(血液検査を含む)は実施しないようにお願いします。実施する必要がある場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性を、あらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いいたします。
- 採用選考時において、労働安全衛生規則第43条8(雇用時の健康診断)を根拠にして健康診断を実施して、その結果を採否決定の資料とすることは、同規則の趣旨(入社後の業務配置や健康管理の基礎資料とするもの)に反するものであります。
- (6) 高等学校の課程(全日制・定時制・通信制)により、応募者の範囲を限定している求人がいままなお見受けられますが、就職希望者に対し、広く応募の機会を与えていただき、不公正な取り扱いや就職差別をなくす社会的責任を自覚していただきたいと思えます。
- (7) 障がいのある生徒についても、「障害者基本法」ならびに「障害者の雇用の促進等に関する法律」の精神にのっとり、それらの生徒の人権が尊重されるとともに、共生社会実現の観点から仕事や生活が保障されなければなりません。これらの生徒の採用について積極的なご配慮をお願いいたします。
- (8) 外国籍生徒についても、本人の能力・適性・意欲には何ら関係のない国籍の違いによって差別的取り扱いを受けることなく、それらの生徒の願いが実現されますよう格別のご配慮をお願いします。なお、この趣旨からこれらの改定で履歴書から本籍地の欄を削除しました。
- (9) 改正「男女雇用機会均等法」の施行により、従来行われていた男女別の求人ができなくなりました。また、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女の人権が尊重され社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画する機会が確保されなければなりません。したがって、就職希望者に対し、職種内容が十分に理解できるような求人票の作成と、募集・採用について法の趣旨を踏まえ、性別による差別をなくし、職業選択のミスマッチが起こらないようご配慮をお願いいたします。
- (10) 近畿地域の高校生(複数応募が可能な府県を除く)の就職については、大学・短大生等とは異なり申し合わせにより定められた期日までは一人一社の応募に限ることになっています。したがって、期間をおいて一次選考、二次選考を実施されますと、もし内定を得られなかった場合は次の応募の機会を失うおそれもあり、甚だしく不利を被ることとなります。そのため、採用選考は1日で完了していただくこと、やむを得ず2日にわたる場合でも連続した日程で実施していただくようお願いいたします。なお複数応募が可能な府県の高校生の就職に係わる採用選考の日程につきましては、近畿地域の他府県の高校生の就職同様に実施いただくようお願いいたします。また採用選考に際しましては応募者全員の能力、適性、意欲、関心等を多面的、総合的に評価していただくために一次選考によって候補者を絞り、二次選考を行う2段階にわたる選考方法は避けていただくようお願いいたします。

※9月5日より複数応募が可能な府県は、大阪府(事業所が複数応募可とした公開求人のみ)、和歌山県(事業所が複数応募可であれば公開求人、指定校求人を見ない)の2府県です。

各府県人事委員会 御中

近畿高等学校進路指導連絡協議会
会 長 ● ● ● ●
(滋賀県立●●高等学校長)
(公 印 省 略)
滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県
各公立高等学校進路指導研究諸団体

新規高等学校等卒業者の応募書類等について

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

高等学校(以下、特別支援学校の高等部を含む)卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高等学校の新規卒業者の採用選考にあたり、かつては、各企業で独自の書式による応募書類(いわゆる社用紙)の提出を求めておられました。この用紙には、同和対策審議会答申に国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている就職差別を温存助長するおそれのある項目があり、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念も十分に生かされていない状況でありました。そこで、この弊を除くために研究工夫して近畿地区の統一応募用紙を作成し、昭和47年3月の高等学校卒業生より、これによって採用選考をお願い申し上げてきたところでありました。また、平成9年3月の高等学校卒業生から「近畿高等学校統一用紙」の一部を改訂し、さらに社会情勢の変化に合わせた改定を継続的行いました。

これらの改定は、高等学校卒業生の採用選考に際して、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという「近畿高等学校統一用紙」の制定の趣旨を踏まえ、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って行ったものであります。またこの度、令和6年度新規高等学校就職問題連絡会議における議論を踏まえ、選考と直接関係のない個人情報等に配慮した見直しが必要と判断し、近畿高等学校統一用紙を大幅に改定する運びとなりました。

これまでの主な改定事項は次ページのとおりです。今後とも、採用選考に際しましては、本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、次ページの改定事項及び改定の趣旨を十分ご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

また、3ページ以降の「新規高卒者の適正な選考について」の内容をご理解くださるとともに、すべての応募者に対し、公正に取り扱われるようご配慮をお願いいたします。

上記に関して、ご質問やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表記各府県の進路指導関係教育団体又はハローワーク(公共職業安定所)・教育委員会・高等学校にご相談ください。

以上、「近畿高等学校統一用紙」制定までの経過および趣旨をご理解いただき、各府県の公務員(職員)採用選考におきましても応募書類等は「近畿高等学校統一用紙」をご使用いただきますよう重ねてお願いいたします。

記

- 1 紹介書・履歴書・調査書の規格をA4判とすること。
ただし、履歴書について合理的配慮が必要と判断する場合は、その限りではない。
- 2 紹介書（近畿高等学校統一用紙 その1）について
 - (1) 添付書類を履歴書及び調査書のみとすること。
 - ・ 応募者が複数の場合、列記する順番は推薦順位ではありません。
- 3 履歴書（近畿高等学校統一用紙 その2）について
 - (1) 履歴書・身上書を履歴書とすること。
 - (2) 「性別」欄を削除すること。（令和2年度改定）
 - (3) 「本籍」欄を削除すること。
 - (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除すること。
 - (5) 「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分割すること。（令和7年度改定）
 - (6) 「家族」欄を削除すること。
 - (7) 「保護者氏名」欄を削除すること。
 - (8) 「氏名」欄から「印」の文字を削除すること。（平成28年度改定）
加えて「氏名」欄を「名前」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (9) 「趣味・特技」の欄を削除すること。（令和7年度改定）
 - (10) 「志望の動機 希望の職種」欄を「志望の動機 希望の職種 アピールポイント」欄とすること。（令和7年度改定）
 - ・ 「本籍」欄・「保護者氏名」欄並びに「家族」欄については、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除しました。
 - ・ 「職歴」については、長期のいわゆるアルバイトを記している場合があります。
- 4 調査書（近畿高等学校統一用紙 その3）について
 - (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
 - (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けること。
 - (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (4) 「身体状況」の欄を削除し、「特記事項」の欄を追加すること。（令和7年度改定）
 - ・ 高等学校生徒指導要録において「行動及び性格の記録」欄が削除されたため、「行動及び性格の記録」及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄としました。
 - ・ 特記事項欄について、下記の場合についてのみ記入することとします。
 - ア 休学の期間がある場合
 - イ 長期欠席中の学校以外の場における学習状況を学校が把握している場合
 - ウ 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合
 - ・ 出席状況欄について、通信制においては出席・欠席に該当する規定はなく、したがって通信制の卒業生についてはこの欄の記載がありませんのでご承知ください。

新規高卒者の適正な選考について

1 同和問題の認識について

昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対する同和対策審議会の答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」をうけて、昭和44年7月10日、法律第60号をもって「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、いちじるしく基本的人権が侵害されている同和地区について、国および地方公共団体が協力して特別の措置を講ずることをきめています。

前述の答申には、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」及び「地域改善対策特別措置法」の18年間の取り組みにもかかわらず、依然として差別が存在する現実がありました。そこで昭和62年4月1日から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されました。さらに、平成4年3月31日に同法の一部を改正して、平成9年3月31日まで効力を延長されることになりました。平成8年5月17日、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）を内閣総理大臣及び関係各大臣に具申し、その中で「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図るうえで基本となるものである。」と述べています。この「意見具申」の趣旨を受けて、平成9年3月31日「地対財特法」の一部を改正する法律（平成9年法律第15号）が制定されました。また、その特例事業のうち経過措置対象事業については、平成14年3月31日まで効力は延長されました。その後特別対策から一般対策へ移行し、課題の解決に向けた取り組みが進められてきた中で、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別が許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、同和問題に関する認識をさらに深めていただくようお願いいたします。

2 選考と採用について

選考と採用にあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等の理由により差別されないものであることは、憲法及び職業安定法を引用するまでもなく自明の理であります。

しかし、現実にはその採用にあたって不合理な差別観から、たとえば、応募者の能力・適性・意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で不採用になったり、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくありませんでした。

そこで以下具体的な例をあげて、求人者の皆さん方にこの問題について認識を深めていただき、このようなことのないようにご配慮をお願いいたします。

(1) いままで、各企業が使用されていた応募書類（社用紙）や面接試問を見ますと、差別的な項目が散見されます。その中で次のような項目は、当然に「法のもとに平等でなければならない」基本的人権の尊重を無視したものであり、およそ選考とは直接関係のない事柄であると判断します。

(ア) 思想・生活信条・宗教・支持政党・尊敬する人物等を記入させ、または、尋ねることは、これらを資料として選考が行われることを意味します。このことは憲法に定められた市民的権利を侵害するものであり、また人間形成の途上にある未成年者に無用の不安を与え、偏見を強いるものといえます。

(イ) 家庭の資産・住居状況・家族の職業・家庭関係等を記入させ、または尋ねることも、法により保障されなければならない国民の基本的権利を、同様に侵害しているものであります。この結果、公正であるべき選考、採用に予断と偏見を与えるものになるばかりか差別を許すことになり、適切でないと考えます。

- (ウ) 面接試験においても同様、前記(ア)(イ)にあげた項目について尋ねることは、本人の能力・適性・意欲に直接関係がなく、また場合によっては、正しく個人の能力を判定できない結果を招くこととなります。
- (エ) 学力検査において、たとえば、「私の生いたち」「私の家庭」「父をかたる」など、生活環境にかかわる課題の作文を課すことは、基本的な人権を侵害する恐れがあり、場合によっては身元調査につながるものであるため、適切でないといえます。
- (2) 身元調査・家庭調査は、実質的には家庭の資産・条件・環境・信条・信望・風評等により、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかない科学的根拠に乏しいものであると判断します。
- (3) 戸籍謄(抄)本や住民票を提出させることは、実質的には身元調査等につながり、不必要であると判断します。
- (4) 前記の諸点は、特に同和問題の解決に向けても認識しなければならない重要な課題であることをご承知いただきたいと思います。30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境等多くの面で改善が図られてきましたが、法が終了した現在でも就労や教育の分野において課題が残されており、また差別事象も発生しております。何人も職業選択の自由や就職の機会均等は保障されねばならず、企業はその大切な役割を担っています。採用前・採用後を通じた公正・公平な取り扱いが同和問題の残された課題の解消につながることを認識して、その徹底に努めてください。
- (5) 採用選考時における健康診断(血液検査を含む)は実施しないようにお願いします。実施する必要がある場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性を、あらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いいたします。
採用選考時において、労働安全衛生規則第43条8(雇用時の健康診断)を根拠にして健康診断を実施して、その結果を採否決定の資料とすることは、同規則の趣旨(入社後の業務配置や健康管理の基礎資料とするもの)に反するものであります。
- (6) 高等学校の課程(全日制・定時制・通信制)により、応募者の範囲を限定している求人がいままなお見受けられますが、就職希望者に対し、広く応募の機会を与えていただき、不公正な取り扱いや就職差別をなくす社会的責任を自覚していただきたいと思います。
- (7) 障がいのある生徒についても、「障害者基本法」ならびに「障害者の雇用の促進等に関する法律」の精神にのっとり、それらの生徒の人権が尊重されるとともに、共生社会実現の観点から仕事や生活が保障されなければなりません。
これらの生徒の採用について積極的なご配慮をお願いいたします。
- (8) 外国籍生徒についても、本人の能力・適性・意欲には何ら関係のない国籍の違いによって差別的取り扱いを受けることなく、それらの生徒の願いが実現されますよう格別のご配慮をお願いします。なお、この趣旨からこれらの改定で履歴書から本籍地の欄を削除しました。
- (9) 改正「男女雇用機会均等法」の施行により、従来行われていた男女別の求人ができなくなりました。また、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女の人権が尊重され社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画する機会が確保されなければなりません。したがって、就職希望者に対し、職種内容が十分に理解できるような求人票の作成と、募集・採用について法の趣旨を踏まえ、性別による差別をなくし、職業選択のミスマッチが起こらないようご配慮をお願いいたします。

各市町村職員採用担当者様

近畿高等学校進路指導連絡協議会
会 長 ● ● ● ●
(滋賀県立●●高等学校長)
(公 印 省 略)
滋 賀 県 京 都 府 大 阪 府
兵 庫 県 奈 良 県 和 歌 山 県
各公立高等学校進路指導研究諸団体

新規高等学校等卒業者の応募書類等について

時下ますますご発展のこととお慶び申し上げます。

高等学校(以下、特別支援学校の高等部を含む)卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

高等学校の新規卒業者の採用選考にあたり、かつては、各企業で独自の書式による応募書類(いわゆる社用紙)の提出を求めておられました。この用紙には、同和対策審議会答申に国民的課題として早急に解消すべきであると指摘されている就職差別を温存助長するおそれのある項目があり、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念も十分に生かされていない状況でありました。そこで、この弊を除くために研究工夫して近畿地区の統一応募用紙を作成し、昭和47年3月の高等学校卒業生より、これによって採用選考をお願い申し上げてきたところでありました。また、平成9年3月の高等学校卒業生から「近畿高等学校統一用紙」の一部を改訂し、さらに社会情勢の変化に合わせた改定を継続的行いました。

これらの改定は、高等学校卒業生の採用選考に際して、応募者の適性と能力に基づく公正な採用選考を確保するという「近畿高等学校統一用紙」の制定の趣旨を踏まえ、高等学校生徒指導要録の改訂、学校保健法施行規則の改正に対応するとともに、応募者の人権に配慮するなどの観点に立って行ったものであります。またこの度、令和6年度新規高等学校就職問題連絡会議における議論を踏まえ、選考と直接関係のない個人情報等に配慮した見直しが必要と判断し、近畿高等学校統一用紙を大幅に改定する運びとなりました。

これまでの主な改定事項は次ページのとおりです。今後とも、採用選考に際しましては、本籍地・家族の職業等、本人の適性と能力に関係のない事項について尋ねないなど、差別のない公正な採用選考が行われますよう、次ページの改定事項及び改定の趣旨を十分ご理解のうえ、一層のご協力をお願いいたします。

また、3ページ以降の「新規高卒者の適正な選考について」の内容をご理解くださるとともに、すべての応募者に対し、公正に取り扱われるようご配慮をお願い申し上げます。

上記に関して、ご質問やご不明な点がございましたら、ご遠慮なく表記各府県の進路指導関係教育団体又はハローワーク(公共職業安定所)・教育委員会・高等学校にご相談ください。

以上、「近畿高等学校統一用紙」制定までの経過および趣旨をご理解いただき、各市町村の公務員(職員)採用選考におきましても応募書類等は「近畿高等学校統一用紙」をご使用いただきますようお願いいたします。

記

- 1 紹介書・履歴書・調査書の規格をA4判とすること。
ただし、履歴書について合理的配慮が必要と判断する場合は、その限りではない。
- 2 紹介書（近畿高等学校統一用紙 その1）について
 - (1) 添付書類を履歴書及び調査書のみとすること。
 - ・ 応募者が複数の場合、列記する順番は推薦順位ではありません。
- 3 履歴書（近畿高等学校統一用紙 その2）について
 - (1) 履歴書・身上書を履歴書とすること。
 - (2) 「性別」欄を削除すること。（令和2年度改定）
 - (3) 「本籍」欄を削除すること。
 - (4) 保護者に係る「本人との続柄」欄及び「年齢」欄を削除すること。
 - (5) 「学歴・職歴」欄を「在籍校」欄と「職歴」欄に分割すること。（令和7年度改定）
 - (6) 「家族」欄を削除すること。
 - (7) 「保護者氏名」欄を削除すること。
 - (8) 「氏名」欄から「印」の文字を削除すること。（平成28年度改定）
加えて「氏名」欄を「名前」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (9) 「趣味・特技」の欄を削除すること。（令和7年度改定）
 - (10) 「志望の動機 希望の職種」欄を「志望の動機 希望の職種 アピールポイント」欄とすること。（令和7年度改定）
 - ・ 「本籍」欄・「保護者氏名」欄並びに「家族」欄については、応募者の適性と能力に直接関係がなく、採用選考時に必要な事項とは考えられないため削除しました。
 - ・ 「職歴」については、長期のいわゆるアルバイトを記している場合があります。
- 4 調査書（近畿高等学校統一用紙 その3）について
 - (1) 「男・女」欄を「性別」欄とし、男女の別を記入する方式とすること。
 - (2) 「学習の記録」欄については、各高等学校において教科・科目名を記入する方式とするとともに、「留学による修得単位数」欄を設けること。
 - (3) 「行動及び性格の記録」欄及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄とすること。（令和7年度改定）
 - (4) 「身体状況」の欄を削除し、「特記事項」の欄を追加すること。（令和7年度改定）
 - ・ 高等学校生徒指導要録において「行動及び性格の記録」欄が削除されたため、「行動及び性格の記録」及び「備考」欄を合わせて「本人のアピールポイント・推薦事由等」欄としました。
 - ・ 特記事項欄について、下記の場合についてのみ記入することとします。
 - ア 休学の期間がある場合
 - イ 長期欠席中の学校以外の場における学習状況を学校が把握している場合
 - ウ 職業の特性等において必要な要件として、身体状況（視力及び聴力など）及び配慮事項の記載が求められる場合
 - ・ 出席状況欄について、通信制においては出席・欠席に該当する規定はなく、したがって通信制の卒業生についてはこの欄の記載がありませんのでご承知ください。

新規高卒者の適正な選考について

1 同和問題の認識について

昭和40年8月11日、内閣総理大臣に対する同和対策審議会の答申「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」をうけて、昭和44年7月10日、法律第60号をもって「同和対策事業特別措置法」が制定されました。

この法律は、すべての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、歴史的、社会的理由により、いちじるしく基本的人権が侵害されている同和地区について、国および地方公共団体が協力して特別の措置を講ずることをきめています。

前述の答申には、「近代社会における部落差別とは、ひとくちに言えば、市民的権利、自由の侵害にほかならない。市民的権利、自由とは、職業選択の自由、教育の機会均等を保障される権利、居住及び移転の自由、結婚の自由などであり、これらの権利と自由が同和地区住民に対しては、完全に保障されていないことが差別なのである。」と指摘し、同和問題を「未解決に放置することは断じて許されないことであり、その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である。」と強調しています。

しかしながら、「同和対策事業特別措置法」及び「地域改善対策特別措置法」の18年間の取り組みにもかかわらず、依然として差別が存在する現実がありました。そこで昭和62年4月1日から「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（地対財特法）が施行されました。さらに、平成4年3月31日に同法の一部を改正して、平成9年3月31日まで効力を延長されることになりました。平成8年5月17日、国の地域改善対策協議会は「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」（意見具申）を内閣総理大臣及び関係各大臣に具申し、その中で「職業の安定は直接生活水準の向上に寄与し、社会生活の改善を図るうえで基本となるものである。」と述べています。この「意見具申」の趣旨を受けて、平成9年3月31日「地対財特法」の一部を改正する法律（平成9年法律第15号）が制定されました。また、その特例事業のうち経過措置対象事業については、平成14年3月31日まで効力は延長されました。その後特別対策から一般対策へ移行し、課題の解決に向けた取り組みが進められてきた中で、平成28年12月16日に「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、部落差別が許されないものであるとの認識の下、部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会を実現することが求められています。

つきましては、上記の趣旨をご理解いただき、同和問題に関する認識をさらに深めていただくようお願いいたします。

2 選考と採用について

選考と採用にあたっては、人種・信条・性別・社会的身分・門地・従前の職業・労働組合の組合員であること等の理由により差別されないものであることは、憲法及び職業安定法を引用するまでもなく自明の理であります。

しかし、現実にはその採用にあたって不合理な差別観から、たとえば、応募者の能力・適性・意欲とは関係のない家庭条件や住宅環境その他の理由で不採用になったり、資質を備えているにもかかわらず不合格になってきた例が少なくありませんでした。

そこで以下具体的な例をあげて、求人者の皆さん方にこの問題について認識を深めていただき、このようなことのないようにご配慮をお願いいたします。

(1) いままで、各企業が使用されていた応募書類（社用紙）や面接試問を見ますと、差別的な項目が散見されます。その中で次のような項目は、当然に「法のもとに平等でなければならない」基本的人権の尊重を無視したものであり、およそ選考とは直接関係のない事柄であると判断します。

(ア) 思想・生活信条・宗教・支持政党・尊敬する人物等を記入させ、または、尋ねることは、これらを資料として選考が行われることを意味します。このことは憲法に定められた市民的権利を侵害するものであり、また人間形成の途上にある未成年者に無用の不安を与え、偏見を強いるものといえます。

(イ) 家庭の資産・住居状況・家族の職業・家庭関係等を記入させ、または尋ねることも、法により保障されなければならない国民の基本的権利を、同様に侵害しているものであります。この結果、公正であるべき選考、採用に予断と偏見を与えるものになるばかりか差別を許すことになり、適切でないと考えます。

- (ウ) 面接試験においても同様、前記(ア)(イ)にあげた項目について尋ねることは、本人の能力・適性・意欲に直接関係がなく、また場合によっては、正しく個人の能力を判定できない結果を招くこととなります。
- (エ) 学力検査において、たとえば、「私の生いたち」「私の家庭」「父をかたる」など、生活環境にかかわる課題の作文を課すことは、基本的人権を侵害する恐れがあり、場合によっては身元調査につながるものであるため、適切でないといえます。
- (2) 身元調査・家庭調査は、実質的には家庭の資産・条件・環境・信条・信望・風評等により、採用・不採用を左右する疑義があり、応募者の能力・適性・意欲とは直接結びつかない科学的根拠に乏しいものであると判断します。
- (3) 戸籍謄(抄)本や住民票を提出させることは、実質的には身元調査等につながり、不必要であると判断します。
- (4) 前記の諸点は、特に同和問題の解決に向けても認識しなければならない重要な課題であることをご承知いただきたいと思います。30余年に及ぶ特別措置法のもとに生活環境等多くの面で改善が図られてきましたが、法が終了した現在でも就労や教育の分野において課題が残されており、また差別事象も発生しております。何人も職業選択の自由や就職の機会均等は保障されねばならず、企業はその大切な役割を担っています。採用前・採用後を通じた公正・公平な取り扱いが同和問題の残された課題の解消につながることを認識して、その徹底に努めてください。
- (5) 採用選考時における健康診断(血液検査を含む)は実施しないようにお願いします。実施する必要がある場合は、検査の種類と職務内容との相関性やその必要性を、あらかじめ学校と応募者に説明し、相互の了解のもとに実施するようお願いします。
採用選考時において、労働安全衛生規則第43条8(雇用時の健康診断)を根拠にして健康診断を実施して、その結果を採否決定の資料とすることは、同規則の趣旨(入社後の業務配置や健康管理の基礎資料とするもの)に反するものであります。
- (6) 高等学校の課程(全日制・定時制・通信制)により、応募者の範囲を限定している求人がいままなお見受けられますが、就職希望者に対し、広く応募の機会を与えていただき、不公正な取り扱いや就職差別をなくす社会的責任を自覚していただきたいと思います。
- (7) 障がいのある生徒についても、「障害者基本法」ならびに「障害者の雇用の促進等に関する法律」の精神にのっとり、それらの生徒の人権が尊重されるとともに、共生社会実現の観点から仕事や生活が保障されなければなりません。
これらの生徒の採用について積極的なご配慮をお願いいたします。
- (8) 外国籍生徒についても、本人の能力・適性・意欲には何ら関係のない国籍の違いによって差別的取り扱いを受けることなく、それらの生徒の願いが実現されますよう格別のご配慮をお願いします。なお、この趣旨からこれらの改定で履歴書から本籍地の欄を削除しました。
- (9) 改正「男女雇用機会均等法」の施行により、従来行われていた男女別の求人ができなくなりました。また、平成11年6月23日「男女共同参画社会基本法」の施行により、男女の人権が尊重され社会の対等な構成員としてあらゆる分野において参画する機会が確保されなければなりません。したがって、就職希望者に対し、職種内容が十分に理解できるような求人票の作成と、募集・採用について法の趣旨を踏まえ、性別による差別をなくし、職業選択のミスマッチが起こらないようご配慮をお願いいたします。

令和 年 月 日

様

学校

校長



採用内定の辞退について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本校卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは採用内定通知をいただきまして、ありがとうございました。しかしながら、下記の生徒の私事都合により、その内定を辞退したいと存じます。

貴社には、採用選考に際しまして、貴重なお時間を割いて選考の機会を与えていただいたにも関わらず、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

誠に勝手ながら本件につきまして何卒ご了承いただき、お手数をお掛けいたしますが同封の返信用封筒にて応募書類をご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

記

生徒氏名

以上

(近畿高等学校参考様式 その1 令和4年度作成)

令和 年 月 日

様

採用内定辞退届

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社より 月 日付けで採用内定通知をいただきましたが、私事都合により採用内定の辞退をご連絡申し上げる次第となりました。

誠に勝手ながらよろしくお願ひ申し上げます。

敬具

氏 名 _____

学 校 名 _____ 学校

(近畿高等学校参考様式 その2 令和4年度作成)

令和 年 月 日

様

学校

校長



採用応募の辞退について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本校卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは採用選考にお伺いする予定にしておりました下記の生徒は、私事都合により、採用応募の辞退をしたいと存じます。

貴社におかれましては、貴重なお時間を割いて選考準備をしていただいたにも関わらず、このような連絡を差し上げることとなりお詫び申し上げます。

誠に勝手ながら本件につきまして何卒ご了承いただき、お手数をお掛けいたしますが同封の返信用封筒にて応募書類をご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

記

生徒氏名

以上

(近畿高等学校参考様式 その3 令和4年度作成)

令和 年 月 日

様

学校

校長

印

採用内定の辞退について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本校卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは採用内定通知をいただきまして、ありがとうございました。しかしながら、下記の生徒の私事都合により、その内定を辞退したいと存じます。

貴社には、採用選考に際しまして、貴重なお時間を割いて選考の機会を与えていただいたにも関わらず、多大なご迷惑をお掛けしますことを深くお詫び申し上げます。

誠に勝手ながら本件につきまして何卒ご了承いただき、お手数をお掛けいたしますが同封の返信用封筒にて応募書類をご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

記

生徒氏名

この様式を使用する場面（その2とセット）

複数の内定を頂き、どちらかを辞退する場合。学校から事業所へ向けてのもの。

その2と同封して事業所へ送付

以上

利用する際には()ごと
消してください

(近畿高等学校参考様式 その1 令和4年度作成)

令和 年 月 日

様

採用内定辞退届

拝啓

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、貴社より 月 日付けで採用内定通知をいただきましたが、私事都合により採用内定の辞退をご連絡申し上げる次第となりました。

誠に勝手ながらよろしくお願い申し上げます。

敬具

氏 名 _____

学 校 名 _____ 学校

この様式を使用する場面（その1とセット）

複数の内定を頂き、どちらかを辞退する場

合。生徒から事業所へ向けてのもの。

その1と同封して事業所へ送付

利用する際には()ごと
消してください

(近畿高等学校参考様式 その2 令和4年度作成)

令和 年 月 日

様

学校

校長

印

採用応募の辞退について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本校卒業者の就職につきまして、平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、このたびは採用選考にお伺いする予定にしておりました下記の生徒は、私事都合により、採用応募の辞退をしたいと存じます。

貴社におかれましては、貴重なお時間を割いて選考準備をしていただいたにも関わらず、このような連絡を差し上げることとなりお詫び申し上げます。

誠に勝手ながら本件につきまして何卒ご了承いただき、お手数をお掛けいたしますが同封の返信用封筒にて応募書類をご返送いただきますよう、お願い申し上げます。

末筆ながら、貴社の益々のご発展をお祈り申し上げます。

記

生徒氏名

この様式を使用する場面

複数応募していて、第1志望から内定をもらったが、もう一社の試験日はまだ先で、その受験を辞退する場合。学校から事業所へ送付

以上

利用する際には()ごと
消してください

(近畿高等学校参考様式 その3 令和4年度作成)

就職者用近畿高等学校統一用紙について（確認）

標記の件につきまして、下記のとおり確認します。

0 状況 令和6年度末からの就職者用近畿高等学校統一用紙（以下 近畿統一用紙）の改定に際して各方面から様々な質問や意見が寄せられており、近進協としての見解を文書化し、伝達していくことの必要性を感じている。

1 近畿統一用紙について

(1) 歴史的経緯

- ア かつての高校新卒採用では、企業が独自の応募用紙を使用していたが、応募書類に出身地や家庭環境などの記載が含まれ、就職差別の要因となっていた。特に近畿地方では、被差別部落出身者への差別が根強く、出身地情報が不当な選考に使われた例があった。
- イ 1960年代以降、大阪府・京都府を中心に人権尊重の立場から進路（就職）指導体制の整備が進められ、こうした課題への対応として、1971（昭和46）年に「近畿高等学校統一応募用紙」の使用が開始された。

【参考】

この流れを受けて全国でも統一用紙の作成の機運が高まり、全国校長会が文部省（当時）、労働省（当時）の協力を得て1973（昭和48）年に「全国統一用紙」を策定した。

(2) 目的 就職試験に際して、能力・適性に基づく公正な選考を保障すること

(3) 内容

- ア 近畿統一用紙
 - (ア) 紹介書（その1）
 - (イ) 履歴書（その2）
 - (ウ) 調査書（その3）
- イ 統一用紙に付随するもの
 - (ア) 就職者用近畿高等学校統一用紙（記入上の注意事項）
 - (イ) 新規高等学校等卒業者の応募書類等について（事業主 宛）
 - (ウ) 新規高等学校等卒業者の応募書類等について（各府県人事委員会 宛）
 - (エ) 新規高等学校等卒業者の応募書類等について（各市町村職員採用担当者 宛）
- ウ 近畿参考様式
 - (ア) 採用内定の辞退について（参考様式 その1）
 - (イ) 採用内定辞退届（参考様式 その2）
 - (ウ) 採用応募の辞退について（参考様式 その3）

2 寄せられた質問・意見と近進協としての回答

(1) 統一用紙そのものについて

【質問1】なぜ統一用紙を使用しなければならないのか？

【回答1】事業所が独自に作成する書式(社用紙)を使用した場合、生徒の人権が侵害される恐れがあり、能力・適性に基づく公平公正な採用選考を保障するために、統一用紙の使用が不可欠である。

【質問2】全国統一用紙に一本化すべきではないか？

(近畿統一用紙を使用する必要性はないのではないか？)

【回答2-1】以下の点から近畿統一用紙は採用選考に係る問題が生じた際に、学校が介入できる根拠を明らかにしている。

(ア) 紹介書が存在すること

… 学校が事業所に生徒を紹介する書類であり、紹介者としての学校の責任を明示している

【参考】全国統一用紙には紹介書はなく、履歴書・調査書のみで構成されている

【回答2-2】以下の点から近畿統一用紙はより細やかに生徒の人権に配慮している。

(ア) 履歴書に(氏名ではなく)名前の記載を求めていること

(イ) 履歴書の在籍校欄の書式を高等学校以外の学校(中等教育学校の後期課程、支援学校の高等部など)に在籍している生徒にも配慮したものにしていること

(2) 履歴書・調査書について

【質問1】なぜ履歴書は「氏名」欄ではなく「名前」欄なのか？

【回答1】外国にルーツのある生徒への配慮の観点から、ファミリーネームを持たない(ファーストネーム・ファミリーネーム等の区別がない)生徒にも配慮している。

【質問2】なぜ履歴書は「名前」欄、調査書は「氏名」欄となっているのか？

【回答2】調査書については文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」において「在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録に基づき作成した調査書の提出を求める」と規定されている。指導要録には「生徒氏名」の項目が設けられているため、調査書の記載もこれに準拠し「氏名」欄となっている。一方、履歴書は生徒本人が作成する文書であり、指導要録の様式上の制約を受けない。よって、外国にルーツのある生徒への配慮を踏まえ、「名前」欄としている。

【質問3】なぜ調査書には「性別」欄が残っているのか？

【回答3】調査書については文部科学省が定める「大学入学者選抜実施要項」において「在籍する高等学校が高等学校生徒指導要録に基づき作成した調査書の提出を求める」と規定されている。指導要録には「性別」の項目が設けられているため、調査書の記載もこれに準拠し「性別」欄を残している。一方、履歴書は生徒本人が作成する文書であり、指導要録の様式上の制約を受けない。よって、LGBTQ+の生徒への配慮から性別欄を削除している。

調査書は文部科学省の定めに従って作成している文書であるのに対し、履歴書は生徒が自ら記載する文書であり、両者は性質が大きく異なることも表記差異の理由の一つである。